

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十一年三月一日から施行する。

附 則 (平成十二年六月七日政令第三二号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成十四年二月一八日政令第三八五号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月一五日政令第三八号) 抄

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。